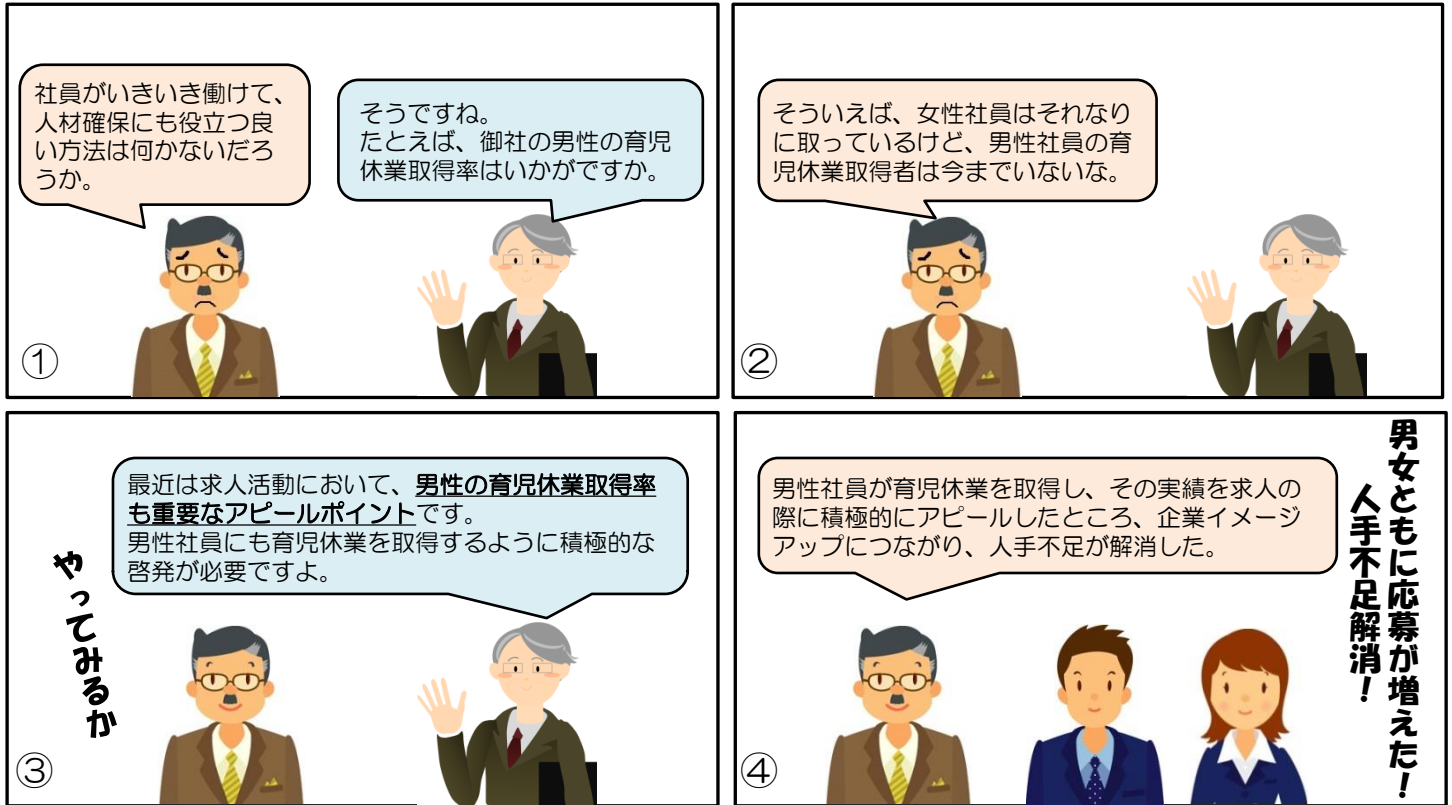


職場に「イクメン効果」を！

～両立支援に関する工夫～



取組事例紹介

※印部分：「AICHI WISH企業認定制度」
「法定超え看護休暇の新設★」に該当

業種：小売業 従業員数：50名

人材確保には、仕事と育児とのワーク・ライフ・バランスの実現が重要と捉え、男性労働者が育児休業を取れるように周知・勧奨を行った。

- 子が生まれる予定の男性職員に対し、育児休業を取得するよう勧奨した。
- 法定を超える子の看護休暇を新設した※（法定は1人につき5日）。
- 社内説明会を行い、男性が育児休業を取得する意義を説明し、関係労働者らの理解を得るとともに、育児休業が円滑に取れるように業務量・配置等を見直した。

【男性育休取得時には助成金】

- 両立支援等助成金（出生時両立支援コース）
助成額 最大72万円

◆ 助成金には目標達成状況等、一定の要件があります。

- ・男性職員が育児休業を取得し、その取得率および男性社員の経験談等をホームページ等で積極的にPRしたところ、企業イメージ向上につながった。
- ・企業内においても、従業員満足度が高まり、ワーク・ライフ・バランスが推進された。

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

そのほかの事例紹介、働き方改革の活用方法等については、「愛知県働き方改革推進支援センター（平成30年度実施機関：愛知県社会保険労務士会）」で相談を受け付けています。

■ 本 部：名古屋市熱田区三本松町3-1

☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所：豊橋市花田町字石塚42-1（豊橋商工会議所内）

☎0800-200-5262

✉ hatarakikatatoyo@aichi-sr.com